SHIP SECURITY ADVISORY No. 07-26J

To: **Owners/Operators, Masters, Company Security Officers, Recognized Security Organizations**

SUBJECT: **DRUG TRAFFICKING FROM SOUTH AMERICA**

Date: **30 October 2026**

南米からの違法薬物輸送に船舶が継続的に利用されていることにおける注意喚起となります。

南米の麻薬密輸組織は、海上輸送における手法をますます多様化させています。コンテナ船は依然として主要な密輸手段の一つですが、密輸業者は近年、ばら積み貨物船 (バルクキャリア)、漁船、高速ボート(go-fast boats)、半潜水艇 (いわゆる”麻薬潜水艇 (narco-subs))、洋上支援・給油船、さらには船体没水部を利用するなど、その手口を拡大しています。

1.0 更新内容

1.1 船舶保安通知書 SSA No. 08-25は廃版となります。

1.2 主な改訂事項

1.2.1 統計データを、国連薬物犯罪事務所 (UNODC) の”World Drug Report 2026” および欧州連合薬物機関 (EUDA)の”European Drug Report 2026”に基づく内容へ更新。

1.2.2 ブラジルのサントス港 および同港に寄港する船舶に推奨されるリスク軽減措置について取り扱う新設第5.0節を追加。

1.2.3 シーチェストおよびその他の水中隠匿場所を利用した麻薬隠匿手法に関する記述を拡充。現在では、ブラジルで積荷を行うばら積み貨物船 にとって最も重大な懸念事項であると評価されている。

1.2.4 カリブ海および東部太平洋における対麻薬取締りの運用環境と、それに伴う制裁リスク (sanctions exposure) について取り扱う新設第8.0節を追加。

1.2.5 第4.0節、第6.0節、第7.0節および第10.0節を改訂し、参考文献一覧 (Reference List) を更新。

本船舶保安通知は、毎年弊局によって審査され、特段の記載が無い限り、また置き換え、取り消しが無い限り、発行・更新から1年後に失効します。

注）本和訳はご参照頂き易い様に用意されたものでマーシャルアイランド海事局発行の公式文書ではありません。本和訳とマーシャルアイランド海事局発行の公式英語版内容に齟齬が生じた場合は常に英語版を正とします。

2.0 背景

欧州、ラテンアメリカ、北アフリカおよび東南アジアにおいて、海上および水路を利用した麻薬密輸ルートは引き続き拡大しています。組織犯罪グループはその活動範囲をアフリカやアジアの新興市場へ広げており、国際麻薬統制委員会 (INCB) は、アフリカが麻薬の中継地域としてだけでなく、最終目的地としてもますます標的にされていると分析している。[1]

3.0 麻薬密輸動向

国連薬物犯罪事務所 (UNODC) の"World Drug Report 2026" によれば、南米から供給されるコカインの世界的な流通量は、2014年以降4倍以上に増加。[2]

4.0 高リスク国、港湾

4.1 最近の麻薬押収実績に基づくと、コカイン密輸に関する高リスク国には、コロンビア、エクアドル、ペルー、ブラジル、メキシコ、ベネズエラ、ボリビア、アルゼンチン、およびウルグアイが含まれる。

4.2 ブラジル

サントス港においては、複数機関による継続的な取締強化の結果、同港での麻薬押収件数は大幅に減少。一方で、その影響により密輸活動は他の港湾へ移行しており、サルバドール、パラナグア、サンタカタリーナ州の各港、ならびに北部マナウス、ヴィラ・ド・コンデ (バルカレナ)、ペセンなどへの分散がみられる (InSight Crime参照)。PCC (Primeiro Comando da Capital) は、引き続き麻薬密輸活動における主要な組織とされている。ばら積み貨物船は、近年ますます麻薬密輸の標的となっており、麻薬はばら積み貨物の中だけでなく、シーチェストやその他の船体水中部に隠匿される事例が増加しています。サントス港に寄港する船舶は、第5.0節を参照。[3]

4.3 コロンビア

コロンビアの一部の港およびターミナルでは、出港前の水中船体検査が義務付けられている。また、ブエナベントゥラを含むその他の港においても、水中検査の実施が推奨されている。詳細については、A&A Multiprime Drug Smuggling Report 2024 および Steamship Mutual Colombia: Precautionary Anti-Narcotics Guidelines を参照。なお、現在適用されている要件については、入港前に現地代理店へ確認することが必要。

4.4 エクアドル

エクアドルは、依然として欧州および北米向けコカインの主要な積出し拠点の一つとなっている。世界税関機構によると、船舶のコンテナから発見されたコカインのうち、30% (385トン) は、エクアドルの港で積み込まれたと報告。また、ポソルハ深水ターミナルは、2026年4月に拡張工事が完了しており、麻薬密輸組織にとって重要性が高まっている港湾であると分析(InSight Crime参照)。さらに、グアヤキルおよびドゥランでは依然として治安上の暴力事案が多発していることから、乗組員の上陸については適切なリスクアセスメントを実施した上で判断すべき。[4]

1 International Narcotics Control Board, Annual Report 2025, launched 26 February 2026.
2 UNODC, World Drug Report 2026, released 26 June 2026. Figures are for 2024.
3 InSight Crime, Is Brazil's Biggest Port Winning the Fight Against Drug Traffickers?, 2 March 2026.
4 World Customs Organization, Infiltration of maritime cargo supply chains, June 2025. Figures cover cocaine detected in shipping containers in 2023 and 2024.

注）本和訳はご参照頂き易い様に用意されたものでマーシャルアイランド海事局発行の公式文書ではありません。本和訳とマーシャルアイランド海事局発行の公式英語版内容に齟齬が生じた場合は常に英語版を正とします。

4.5 ウルグアイ

モンテビデオ港は、欧州向けコカインの重要な中継拠点としての地位をますます高めており、ブラジルを拠点とする犯罪組織が同港で活動していると報告されています (InSight Crime)。モンテビデオ港に寄港する船舶は、第5.2節に定められた対策を実施する必要あり。

5.0 ブラジル、サントス港

5.1 脅威の概要

5.1.1 サントス港はラテンアメリカ最大の港湾であり、同港におけるコンテナ保安対策は大幅に強化されている。これには、欧州またはアフリカ向けに輸出されるすべてのコンテナに対するスキャン検査の実施が含まれる (InSight Crime参照)。

5.1.2 その結果、麻薬の隠匿方法は、依然としてコンテナ内への隠匿が広く行われているものの、ばら積み貨物や在来貨物 (breakbulk cargo) への隠匿、ならびに船体水中部への隠匿へと移行している。ばら積み貨物船は、錨地での長期間の待機、ばら積み貨物ターミナルにおける比較的低い保安レベル、ならびにコンテナスキャンの不在により、より高いリスクにさらされていると分析。

5.1.3 Proindeの資料では、サントス港およびブラジル各港で近年摘発されたコカイン密輸事例が一覧化されており、その手口にはコンテナ貨物、冷凍コンテナ、港湾トラック、さらにはシーチェストを利用した隠匿事例が含まれている。[5]

5.1.4 2026年5月10日、ブラジル連邦歳入庁 (Receita Federal)、連邦警察、およびブラジル海軍のダイバーによる合同作戦により、サントス港でポーランド向け貨物を積載中であったリベリア船籍のばら積み貨物船のシーチェストから341.75kgのコカインが回収された。当該船舶は、リスク分析および情報活動に基づいて選定。この手口では、ダイバーが積出港において重り付きの袋をシーチェスト内に設置し、目的港で回収するもので、乗組員の関与を必要とせず、ターミナルにおけるスキャン検査や貨物関係書類による確認を回避した。(ProindeおよびWindward参照)。[6]

5.1.5 2026年5月19日、ブラジル連邦警察 (Federal Police) は、サンタカタリーナ州のナヴェガンテス、イタポアおよびインビトゥバの各港において、船体外板内にコカインを隠匿するために職業ダイバーを利用していたネットワークを摘発するため、ティロチニウム作戦 (Operation Tirocinium) を開始。[7]

5 Compiled from Receita Federal do Brasil, Departamento de Polícia Federal, and Marinha do Brasil data, as published by Proinde, 26 May 2026.

6 同上

7 Departamento de Polícia Federal Operation Tirocinium, 19 May 2026, as reported by Proinde.

注）本和訳はご参照頂き易い様に用意されたものでマーシャルアイランド海事局発行の公式文書ではありません。本和訳とマーシャルアイランド海事局発行の公式英語版内容に齟齬が生じた場合は常に英語版を正とします。

5.2 推奨される軽減対策

5.2.1 一般的な寄港時の保安対策としては、航海ごとの脅威評価、出入管理 (access control)、ギャングウェイおよび甲板での当直、照明の確保、監視カメラによる監視、乗組員へのブリーフィング、ならびに水先人下船後に再度実施する出港前捜索などがあり、これらは IMO 決議 MSC.228(82)、International Chamber of Shipping の出版物 Drug Trafficking and Drug Abuse on Board Ship、および Britannia、Steamship Mutual、NorthStandard が発行するロスプリベンションガイダンスに記載。
また、ブラジルの港における船体水中部への隠匿に特化した対策として、水面側の専任監視員の配置、ダイバーの活動状況の証拠記録、出港前の水中検査 (ダイバーまたは ROV による実施)、NORMAM-222/DPC[8] に適合する潜水業者の起用などが Proinde ガイダンスに示されている。 これらの措置については、本 SSA では重複を避けるため再掲しない。サントス港に寄港する船舶は、これらの措置を適用するとともに、さらに以下の対策を実施することを推奨。

.1 商業上実行可能な範囲で、錨地での滞在時間を最小限にすること。

.2 実施可能な場合には、ダイバーによる作業時または入渠 (ドライドック) 時に、海水取入口の機能を妨げない範囲で、シーチェストのグレーチングおよびその他の外部から接触可能な水中閉鎖部に開封検知型シールを設置すること。

.3 船体付近で小型船舶、小型艇、ダイバー、または気泡の航跡が確認された場合には、その状況を写真または動画で記録し、時刻および船舶に対する相対的位置を記録するとともに、直ちに連邦警察、港湾施設保安担当者、代理店、会社保安担当者、P&I コレスポンデント、および弊局へ通報し、その証拠を保管すること。また、このような目撃事案があった場合には、出港前に水中検査の実施を検討。

.4 欧州またはアフリカ向けに航海する船舶については、上記 .3 に記載された目撃事案があった場合、または現地の情報によりその必要性が示された場合、ブラジルにおける最後の寄港地から出港する前に船体の水中検査を手配し、次の箇所を対象に検査を実施すること; シーチェストおよびグレーチング、ビルジキール、ラダートランクおよびラダーストック、スラスタートンネル、アノード、プロペラボス。

.5 グレーチングの固定具に改ざんの痕跡が認められる場合、または不審物が発見された場合には、回収を試みてはならない。検査を中止し、当該区域を保全した上で、直ちにブラジル連邦警察および代理店へ通報。

8 NORMAM-222/DPC, Normas da Autoridade Marítima para Mergulho Comercial, approved by Portaria DPC/DGN/MB No. 183 of 8 July 2025.

注）本和訳はご参照頂き易い様に用意されたものでマーシャルアイランド海事局発行の公式文書ではありません。本和訳とマーシャルアイランド海事局発行の公式英語版内容に齟齬が生じた場合は常に英語版を正とします。

5.2.2 文書記録

.1 商業水中検査報告書、出入管理記録 (access control logs)、当直記録、および捜索記録 (search records) を、船舶保安計画 (SSP) で定められた保安記録の保存期間以上、かつ、いかなる場合でも当該航海に起因する調査または請求が終結するまで保管すること。これらの記録は、荷揚港において密輸貨物（違法薬物等）が発見された場合に、船舶が相当の注意義務 (due diligence) を尽くしたことを証明する主要な証拠となる。

.2 船内から発見された麻薬が、封印されたコンテナ内や船体外板のシーチェスト等の水中隠匿場所からではなく、船舶自身の区画から回収された場合、多くの法域において捜査当局は、反証が示されない限り、それを乗組員の関与を示唆するものとして扱う傾向がある。同時期に作成された記録 (contemporaneous records) は、その推定を覆し、乗組員が関与していないことを立証するための最も重要な手段である。

5.2.3 ブラジルの港湾において水中区画から麻薬が発見された事案では、連邦警察は一般的に、乗組員は関与していないものとして取り扱い、船舶を長期間留め置くことなく出港を認めてきた。しかしながら、そのような取扱いを当てにすべきではなく、また、それによって荷揚港における法的責任や捜査から保護されるわけではない。

6.0 麻薬密輸手法

リップオン／リップオフ (コンテナ封印シール偽造) によるコンテナへの隠匿、船体に取り付ける"トーピード"、シーチェストへの隠匿、内部協力者の支援による船内隠匿、化学的隠匿、洋上積替え、半潜水艇、および西アフリカ諸港を経由するルートなどの海上麻薬密輸手法については、InSight Crime の Hide and Seek: How Drug Traffickers Get Creative at Sea および EUDA の European Drug Report 2026 において解説され、図解されている。

7.0 予防措置

7.1 IMOガイドライン

高リスク港との間を航行する船舶の運航者および船長は、IMOが採択した"国際海上交通に従事する船舶における麻薬、向精神薬および前駆化学物質の密輸防止および抑止のための改訂ガイドライン" IMO Resolution MSC.228(82) および IMO Resolution FAL.9(34)を十分に理解するとともに、自船の船舶保安計画 (SSP) がこれらのガイドラインの内容を考慮したものとなっていることを確保するべきである。[9]

9 注記：これらのガイドラインの改正は現在も策定作業中である。IMOのFacilitation Committee (FAL委員会) は、2025年3月の第49回会合において改正作業のロードマップに合意し、2026年3月の第50回会合において通信作業部会 (Correspondence Group) を再設置し、第51回会合へ報告するよう指示した。現時点では、これらの改正はまだ採択されていない。

注）本和訳はご参照頂き易い様に用意されたものでマーシャルアイランド海事局発行の公式文書ではありません。本和訳とマーシャルアイランド海事局発行の公式英語版内容に齟齬が生じた場合は常に英語版を正とします。

7.2 ISPSコード
ISPSコード[10]の下では、これらの対策を実施するための主要な手段は船舶保安計画 (SSP) である。高リスク港におけるベストプラクティスについては、ISPSコード及び、本第5.2.1項を参照すること。

8.0 麻薬密輸対策をめぐる現状

8.1 2025年9月以降、米国軍はカリブ海および東太平洋において、麻薬密輸に従事していると判断された船舶に対する継続的な攻撃作戦を実施している。その結果、両海域における海軍および航空機による活動は相応に増加している。

8.2 現在のところ、この作戦に関連して商船の運航、軍事・法執行機関との活動調整、または報告手続きについて言及した米国政府のアドバイザリーは発行されていない。また、現行の米国海事アドバイザリーのいずれも、カリブ海または東太平洋を対象としていない。会社保安責任者は、今後関連する通達が発出される可能性に備え、当該情報発信チャネルおよび関連する航行警報を継続的に監視する事。[11]

8.3 これらの海域を航行する船舶は、以下の措置を講じること：

8.3.1 VHFチャンネル16の常時聴守を維持し、海軍または沿岸警備隊の部隊からの照会に応答できるようにしておくこと。

8.3.2 IMO決議 A.1106(29) 第22項に従い、船長がAISの継続運用により船舶の安全または保安が損なわれると判断した場合を除き、AISの送信を維持し、航海情報が正確であることを確保すること。

8.3.3 身元不明の小型船舶および半潜水艇との接近状態を避け、それらを発見した場合には、関係する通報先当局へ報告すること。

8.3.4 SOLAS第V章第33規則に基づく遭難者救助義務は、これらの措置によって何ら影響を受けるものではないことに留意し、遭難者を発見した場合には、関係する救助調整センターに対して可能な限り速やかに通報すること。

8.3.5 南米における港湾リスク評価の参考情報を得るため、米国海軍南方軍 (NAVSOUTH) の Naval Cooperation and Guidance for Shipping (NCAGS) へ連絡を取ること。連絡先の詳細は MARSEC-210を参照。

8.4 2026年8月20日、米国財務省外国資産管理局（OFAC）は、エクアドルを拠点とする15の個人および法人を制裁対象に指定するとともに、エクアドルを拠点とする10隻の漁船をブロック対象資産として指定した。これらの船舶は、東太平洋において麻薬密輸船に対し、燃料、補給物資および摘発回避支援を提供していたと分析。

10 弊局Marine Notice 2-011-16参照
11 United States Maritime Administration, MSCI advisories, reviewed 10 September 2026.

注）本和訳はご参照頂き易い様に用意されたものでマーシャルアイランド海事局発行の公式文書ではありません。本和訳とマーシャルアイランド海事局発行の公式英語版内容に齟齬が生じた場合は常に英語版を正とします。

船主、運航者および用船者は、取引相手および船舶との接触について、最新のSpecially Designated Nationals and Blocked Persons List に照らしてスクリーニングを実施すること。[12]

9.0 事案発生時の報告

9.1 麻薬密輸の試み、またはその疑いがある場合には、Contraband Smuggling Report (MI-109-6) を弊局 marsec@register-iri.com 宛てに提出すること。また、現地当局、船舶代理店およびP&I Correspondentにも通知すること。薬物が発見された場合には、船舶保安計画）に従うとともに、Steamship MutualおよびNorthStandardが公表しているガイダンスに従って対応すること。

9.2 本船近傍において不審な潜水士または小型船舶を発見した場合は、その後実際に麻薬が発見されたかどうかにかかわらず、発見時点で報告すること。報告には、日時、船位またはバース、状況の説明、および写真や映像等の記録を含めること。

10.0 参考資料

.1 RMI Marine Notice 2-011-16, International Ship and Port Facility Security (ISPS) Code

.2 IMO Resolution MSC.228(82) and IMO Resolution FAL.9(34), Revised Guidelines for the Prevention and Suppression of the Smuggling of Drugs, Psychotropic Substances and Precursor Chemicals on Ships Engaged in International Maritime Traffic

.3 International Chamber of Shipping, Drug Trafficking and Drug Abuse on Board Ship: Guidelines for Owners and Masters on Preparation, Prevention, Protection and Response

.4 UNODC, World Drug Report 2026

.5 World Customs Organization, Infiltration of maritime cargo supply chains: Organized crime, cocaine and the internal conspirator, June 2025

.6 InSight Crime, Hide and Seek: How Drug Traffickers Get Creative at Sea

.7 InSight Crime, The Cocaine Pipeline to Europe

.8 Britannia, North/Northeast Brazil Maritime Drug Trafficking

.9 Steamship Mutual, Drug Smuggling and Preventative Measures

.10 NorthStandard, The evolving threat of illicit drug trafficking at sea

.11 EUDA, European Drug Report 2026

.12 EUDA and World Customs Organization RILO-WE, Seaports: monitoring the EU's floodgates for illicit drugs

.13 International Narcotics Control Board, Annual Report 2025

12 US Department of the Treasury, press release of 20 August 2026, and Federal Register notice of 25 August 2026. なお、これらの指定内容 (制裁対象・制裁対象者)は変更される可能性あり

注）本和訳はご参照頂き易い様に用意されたものでマーシャルアイランド海事局発行の公式文書ではありません。本和訳とマーシャルアイランド海事局発行の公式英語版内容に齟齬が生じた場合は常に英語版を正とします。

.14 Proinde, Underwater Threat: Drug Concealed in Sea Chests Remains a Security Challenge

.15 InSight Crime, Is Brazil's Biggest Port Winning the Fight Against Drug Traffickers?

.16 Diretoria de Portos e Costas, Brazilian Navy, NORMAM-222/DPC, Maritime Authority Standards for Commercial Diving

.17 Windward, The Cocaine Is Below the Waterline and the Crew Has No Idea

注）本和訳はご参照頂き易い様に用意されたものでマーシャルアイランド海事局発行の公式文書ではありません。本和訳とマーシャルアイランド海事局発行の公式英語版内容に齟齬が生じた場合は常に英語版を正とします。